

新たな制度で許可が必要な業種、届出が必要な業種の一覧

(令和3年6月1日以降)

① 食品衛生法の許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 冰雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

② 食品衛生法の届出業種

①食品衛生法の許可業種 と ③届出が不要な業種 以外のすべての業種（以下は例示）

<製造・加工業の例>

- ・製粉業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米、精麦業
- ・食酢製造業 など

<調理業の例>

- ・調理機能を有する自動販売機
(高度な機能を有し、屋内に設置)
 - ・給食施設(1回20食以上提供)
など
- ※給食施設：委託の場合は許可が必要

<販売業の例>

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業(包装食品のみ)
- ・魚介類販売業(包装食品のみ)
- ・弁当などの食品販売業
- ・野菜果物販売業 など

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、食品の冷凍又は冷蔵倉庫業を除く。)
- 3 常温で保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設(ただし委託の場合は許可が必要)や、農家・漁家が行う採取の一部とみなせる行為(出荷前の調製等)についても、営業届出は不要です。